

社団法人 東京青色申告会連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人東京青色申告会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本会は東京都内の青色申告会の指導、調整及び連絡を図り、申告納税制度の趣旨に則り青色申告制度の普及及び誠実な記帳と適正な申告を推進するとともに、租税等に関する調査研究を行い、もって納税道義の高揚と税務行政の円滑な執行及び公正な税制と適正な行財政の確立に寄与し、併せて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 都内青色申告会の組織及び事業等についての指導、調整及び連絡
- 二 青色申告制度の普及に資する各種の事業
- 三 納税意識の向上と税務知識の普及に資する各種の事業
- 四 税制、税法、行財政等に関する調査及び研究並びに意見の建議
- 五 税務行政に関する意見の建議
- 六 機関誌、各種図書及び資料等の刊行
- 七 都内青色申告会を構成する事業者の経営及び社会の健全な発展に資する各種の事業
- 八 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格を有する者は、東京都内に事務所を有する青色申告会とする。

(入会の手続)

第6条 本会に入会するには、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の立場)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受けるとともに、この定款に従うものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 解散
- 三 除名

(退会)

第9条 本会を退会するには、その理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、表決権総数(第26条第1項に規定する表決権の総数をいう。以下同じ。)の3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - 二 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、会長は総会の10日前までに当該会員に対しその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところによる会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の名簿は、会員に異動が生じたつどこれを訂正するものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

理事 45名以上55名以内

うち 会長 1名

副会長 6名以内

常任理事 8名以内

監事 2名以上3名以内

なお、必要と認める場合は、理事のうちより専務理事、常務理事各1名を置くことができる。

(役員の選任)

第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。ただし、専務理事又は常務理事は、会長の推薦により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 会長は、理事会の承認を経て理事に事務局長を兼ねさせることができる。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第 1 5 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の命を受け会務を統括する。
- 4 常務理事は、会長及び専務理事の命を受け会務を掌理する。
- 5 常任理事は、本会の会務を協議、執行する。
- 6 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
- 7 監事は、民法第 5 9 条の職務を行う。

(役員の任期)

第 1 6 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 1 7 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 1 0 条第

- 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会において表決権総数の 3 分の 2 以上の決議により、その役員を解任することができる。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 1 8 条 役員は原則として無報酬とする。ただし、専務理事、常務理事、事務局長兼任の理事はこの限りでない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第4章 名誉役員並びに委員会及び部会

(名誉役員)

- 第19条 本会に、名誉役員として名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び相談役は理事会の同意を得て会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。
 - 3 名誉役員について必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

(委員会、部会)

- 第20条 本会の事業を遂行するため、委員会、部会を設け、委員を置くことができる。
- 2 委員会、部会の運営に関する事項は、理事会の議を経て別に定める。

第5章 事務局及び職員

(事務局)

- 第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設け必要な数の職員を置く。
- 2 事務局には、事務局長を置き、理事会の同意を得て会長が任免する。
 - 3 職員は会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(帳簿及び書類等の備付け)

- 第22条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えて置かなければならない。
- 一 定款
 - 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - 三 理事、監事、名誉会長、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書
 - 四 許認可等及び登記に関する書類
 - 五 会議の議事録
 - 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 七 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - 八 その他必要な帳簿及び書類等

第6章 会 議

(会議の種類)

- 第23条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

- 第24条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第 2 5 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 3 総会は、開催の日から少なくとも 7 日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(会員の表決権)

第 2 6 条 会員の表決権は次による。

- 一 会員である青色申告会の所属会員数 1, 0 0 0 名未満 2 個
 - 二 会員である青色申告会の所属会員数 1, 0 0 0 名以上 3 個
 - 三 会員である青色申告会の所属会員数 5, 0 0 0 名以上 4 個
- 2 会員は、総会において前項により付与された表決権を行使するため、会員である青色申告会の会長を出席させる。ただし、当該会長に事故あるときは、当該青色申告会の副会長のうち 1 名を代理人に指名し、表決権の行使をさせることができる。

また、当該会長及び副会長に事故あるときは、書面にその旨を記載の上、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決権を行使することができる。

- 3 会員が、前項により代理人を指名したときは、速やかに書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。

(総会の議事)

第 2 7 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の表決権総数の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 2 8 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 収入支出予算及び決算
- 三 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事録)

第 2 9 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 一 総会の開催日時及び場所
- 二 会員の現在数及びその有する表決権の個数

- 三 総会に出席した会員の数及びその有する表決権の個数
 - 四 決議事項
 - 五 議事の経過及び要領並びに発言要旨
 - 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印する。

(常任理事会)

- 第30条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
- 2 監事は、常任理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の求めに応じ常任理事会に出席し意見を述べるができる。

(常任理事会の開催及び招集)

- 第31条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき又は構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。
- 2 常任理事会の招集は、第25条第3項の規定を準用する。

(常任理事会の議事)

- 第32条 常任理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 2 常任理事会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会の付議事項)

- 第33条 常任理事会は、次の事項を協議又は決議する。
- 一 理事会に付議する重要な事項
 - 二 理事会より委任された事項
 - 三 理事会に付議するいとまのない緊急な事項
 - 四 その他会務の執行に関する事項
- 2 常任理事会において決議した事項は、次の理事会に報告しその承認を得なければならない。

(常任理事会の議事録)

- 第34条 常任理事会の議事録については、第29条の規定を準用する。

(理事会)

- 第35条 理事会は、理事の全員をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。
 - 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の求めに応じ理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第36条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

2 理事会の招集については、第25条第3項の規定を準用する。この場合、この規定中「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(理事会の議事)

第37条 理事会は、全理事の過半数が出席しなければ成立しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会において理事会に委任された事項
- 三 その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事録については、第29条の規定を準用する。

(会議の議長)

第40条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第43条 本会の資産は、基本財産と運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第44条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、表決権総数の3分の2以上の決議を経、かつ、東京国税局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費)

第45条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

- 2 事業年度の中途において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入、支出をすることができる。

- 2 前項の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。
- 3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第48条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3月以内に会長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、総会において、表決権総数の3分の2以上の決議を経、かつ、東京国税局長に届け出なければならない。

(剰余金の処分)

第50条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰越しをする。

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会において、表決権総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を得なければならない。

(解散)

第53条 本会を解散しようとするときは、総会において表決権総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第54条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において表決権総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行に必要な細目は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
- 2 従来、東京青色申告会連合会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立後最初の臨時総会の日までとする。
- 6 本会の設立当初の役員は、第14条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとする。
- 7 この定款の一部変更(第11条、第13条、第14条、第18条、第30条、第35条)は、東京国税局長の認可のあった日(平成13年7月2日)から施行する。
- 8 この定款の一部変更(第47条)は、東京国税局長の認可のあった日(平成16年10月1日)から施行する。

社団法人 東京青色申告会連合会 役員名簿

平成21年6月5日

役 職	氏 名	常 勤 ・ 非 常 勤
会 長	川 口 信 吾	非常勤
副 会 長	田 口 順 一	非常勤
	森 原 誠 至	非常勤
	青 木 泉	非常勤
	中 沢 正 夫	非常勤
	小 澤 元 巳	非常勤
専務理事	田 村 義 明	常 勤
常任理事	岩 野 博	非常勤
	大 野 家 俊	非常勤
	鎚 木 郡 温	非常勤
	本 間 久 恵	非常勤
	小野塚 鷹 一	非常勤
	佐 藤 聰	非常勤
	野 村 尚 武	非常勤
監 事	赤羽根 芳 雄	非常勤
	風 祭 仁	非常勤
	工 藤 昭 二	非常勤

会 員 名 簿

平成21年4月1日

会 員 名		
	麴 町	青色申告会
社団法人	神 田	青色申告会
社団法人	日 本 橋	青色申告会
社団法人	京 橋	青色申告会
社団法人	芝	青色申告会
社団法人	麻 布	青色申告会
社団法人	四 谷	青色申告会
社団法人	新 宿	青色申告会
社団法人	小 石 川	青色申告会
社団法人	本 郷	青色申告会
社団法人	上 野	青色申告会
社団法人	浅 草	青色申告会
	品 川	青色申告会
社団法人	荏 原	青色申告会
社団法人	大 森	青色申告会
社団法人	雪 谷	青色申告会
社団法人	蒲 田	青色申告会
	世 田 谷	青色申告会
社団法人	北 沢	青色申告会
社団法人	玉 川	青色申告会
	目 黒	青色申告会
社団法人	渋 谷	青色申告会
社団法人	中 野	青色申告会
社団法人	杉 並	青色申告会
	荻 窪	青色申告会
社団法人	板 橋	青色申告会
社団法人	練 馬 東	青色申告会
	練 馬 西	青色申告会
社団法人	豊 島	青色申告会
社団法人	王 子	青色申告会
社団法人	荒 川	青色申告会
	足 立	青色申告会
社団法人	西 新 井	青色申告会
	本 所	青色申告会
社団法人	向 島	青色申告会
社団法人	葛 飾	青色申告会
社団法人	江 戸 川 北	青色申告会
	江 戸 川 南	青色申告会
社団法人	江 東 西	青色申告会
社団法人	江 東 東	青色申告会
社団法人	立 川	青色申告会
	八 王 子	青色申告会
社団法人	日 野	青色申告会
社団法人	町 田	青色申告会
社団法人	青 梅	青色申告会
社団法人	武 蔵 野	青色申告会
社団法人	東 村 山	青色申告会
社団法人	武 蔵 府 中	青色申告会

第十一期 事業報告書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

社団法人 東京青色申告会連合会

・会員数及び総会等開催報告

1. 会員数

- (1) 平成20年4月1日会員数及び構成員数
48会、その構成員数は、183,672名
- (2) 平成21年3月31日会員数及び構成員数
48会、その構成員数は、178,888名

2. 通常総会等

(1) 第十回通常総会の開催

平成20年6月5日に社団法人東京青色申告会連合会第十回通常総会を開催し、理事・監事の選任を含め、全議案を可決承認した。

同日、第3回理事会を開催し、会長はじめ常任役員の選任を承認した。

(2) 社団法人設立10周年記念式典及び記念パーティーの開催

平成20年6月5日に社団法人設立10周年記念式典及び記念パーティーを東京国税局長はじめ多数のご来賓の臨席を得て開催した。

なお、石原慎太郎東京都知事による記念講演を行った。

(3) 名誉役員の委嘱

平成20年7月15日開催の第4回理事会の同意を得て、相談役4名の委嘱を行った。

(4) 新三委員会の発足

平成20年度から新たに再編された三委員会が発足し、三委員会所管事項について、各委員会及び専門委員会において協議を行った。

(5) 各種規程等の改正

機関会議の承認を得て、(社)東青連就業規則を一部改正した。

・活動状況報告

1. 東京都内青色申告会の指導、調整及び連絡等に関する事業

(1) 各種資料・情報の収集、「(社)東青連ニュース」の発行

地区青色申告会(以下「地区会」という。)の協力を得て、4月1日付地区会現況を把握し、各会及び関係機関に提供した。また、地区会活動の情報共有を目的とした地区会会報の提供会が増加した。

また、(社)東青連ニュースを社団法人設立10周年記念特集号はじめ計画どおり年6回発行し、地区会活動情報等の提供の役割を果たした。

本年度もブロック担当職員を選定し、ブロック会議等に出席した。

(2) 役職員研修会等の開催

夏季役職員研修会をはじめ、役員・事務局職員向けの各種研修会を計画どおり開催し、所期の目的を達成した。

また、専務・事務局長会議を利用し、特別研修会を開催した。

(3) 地区会とのネットワークの充実強化

(社)東青連事務局内ホームページ担当者を指名し、全員が協力し一部改良を行った。また、ホームページを開設していない社団法人会に(社)東青連ホームページの活用を促した。

(社)東青連と各会事務局を結ぶ「(社)東青連ネット」の利用促進を図るとともに、利便性向上のために、記帳指導業務や業務関連データを掲載し、地区会に提供した。

(4) パソコンを活用した事務管理及び指導システム等の調査、研究

検討委員会を設定するには至らなかった。

(5) 正副会長と専門委員代表者懇談会の開催

新たに、正副会長と三委員会の専門委員代表者による懇談会を開催し、会務運営等についての意見交換を行った。

(6) 社団法人会の現状及び新公益法人制度への対応

平成21年3月31日現在における社団法人会の数は、38会(東京国税局管内では、地区会63会、県連3会)となっている。

また、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度に対応するため、地区会の役職員を対象に研修会を開催し、情報提供を行った。

常任理事会において新公益法人制度についての勉強会を継続的に開催した。

また、地区会に対しては、新制度への移行手続きや会計基準の整備のための情報を提供した。

2. 青色申告制度の普及と組織の強化に関する事業

(1) 青色申告制度の普及及び公益活動への取り組み

東京国税局の記帳指導業務を受託し、対象者の記帳の推進を図った。

また、青色申告制度のPR用啓発ポスターを制作したほか、「青色クリーンキャンペーン」の実施や各種広報活動を計画し、実施した。

(2) 会勢拡大運動の展開

全会的な会員増強運動を展開するため、東京国税局の協力のもと、「青色申告普及・会勢拡大出陣式」を開催し、全署の担当官とともに会員増強運動推進の主旨を確認した。

平成20年4月にブロック別「局・署・会合同協議会」を開催し、早期に青色コーナー活動の反省を行った。

会員増強運動第二期と確定申告期の青色コーナー活動(会員増強運動第二期)を統一行動の主体とすることを確認し、その時期にあわせて統一広報を集中して実施した。

(3) 会員資格制度の検討

平成22年度からの施行に向け、常任理事会を中心に検討を重ねた。
なお、会員数報告方法を改訂した。

(4) 統一広報活動の展開

局・署の理解と支援のもとに、会員増強運動第二期に地区会と協同して統一広報活動に取り組んだ。

また、東京メトロ全駅、都内私鉄、都営地下鉄、JRの一部駅における啓発ポスター掲示、ラジオスポットと番組タイアップによるラジオ広報のほか、新たにインターネットを活用したバナー広告を展開した。

加えて、確定申告期(会員増強運動第二期)を中心に、青色申告制度及び青色申告会のPRと確定申告書早期提出の推進を目的として、JR新宿駅東口において「青色申告会確定申告スタートキャンペーン」を実施し、多くのテレビやインターネットニュース等のメディアで報道され所期の目的を果たした。

また、各会広報に資するため、各会の求めに応じ各種広報グッズを作成した。

(5) 会員の福祉向上と地区会財政の強化

地区会の理解と協力を得て、青色共済制度、小規模企業共済制度、中小企業退職金共済制度ほか各種福祉共済制度及び各種保険制度の普及推進に努めた。

また、東青連共済会から事務委託を受けて、事務運営と普及推進に取り組んだ。

会員の福利厚生事業として青色申告会国内・海外旅行を募集し、実施した。

(6) 新規事業の共同開発及び普及推進

(社)東青連、東青連共済会、(株)東京青色の三者協議による新規事業の検討機関である(株)東京青色において、新規事業開発担当者が協議を継続した。

また、平成20年度から新たに取扱いを始めた「東京青色傷害保険」、「東京青色がん保険」の普及拡大を地区会とともに推進した。

(7) 青年部及び女性部活動

青年部及び女性部の合同企画事業として「青色クリーンキャンペーン」を、平成19年度に引き続きブロック単位により企画し、一部ブロックで実施した。

また、両部とも、それぞれ事業計画に基づき逐次研修会等を実施した。

3. 納税意識の向上と税務知識の普及に関する事業

(1) 一般納税者に対する指導活動

「記帳指導の青色申告会」として、東京国税局が公告した、「説明会方式または集合個別方式を基本とした記帳指導業務」及び「パソコンによる会計ソフトを利用した記帳指導業務」に応札のうえ受託し、地区会と協同して対象者に記帳指導を行った。

また、同業務の受託者として、今後の業務実施を前提とした改善点を東京国税局に対して提案した。

(2) 青色申告特別控除 65 万円の利用拡大

青色申告特別控除 65 万円の適用者の普及拡大を図るため、専務・事務局長会議等で地区会の取組み等について情報交換を行った。

(3) 税に対する啓発活動、事務局の指導力向上

平成 19 年度に賛助会員として加入した東京都租税教育推進協議会の活動に参画した。

地区会職員の指導力向上のために、ブロック別の職員研修会や、所得税・消費税のシリーズ研修及びパソコンを使用した e - T a x 操作研修会を開催した。

確定申告期の事務局体制強化のための派遣社員の人材情報の提供を行った。

(4) 電子申告への対応

役職員を対象に、e - T a x 研修会をあらゆる機会をとらえ計画、実施した。また、各会の取り組みを(社)東青連ニュースで紹介した。

確定申告期の会員に対する e - T a x 送信サポート及び税理士による代理送信を地区会とともに推進した。

(5) 会員サービス事業

魅力ある会活動の一環として取り組んでいる、弁護士による法律相談を定期的実施した。東京ディズニーリゾート利用補助券を希望地区会に配布し、地区会会員に提供した。サンリオピューロランドとの提携で地区会の割引利用日の設定を促した。地区会と協同して青色申告会国内・海外旅行を実施した。

4. 税制、税法、行財政等に関する調査及び研究並びに意見の建議に関する事業

(1) 平成 21 年度税制改正への取組み

全青色の税制改正運動に参加協力し、各会役職員とともに、「事業主報酬制度の実現」、「個人企業における事業承継税制の創設」、「簡易課税制度の事前届出制の省略」、「青色申告特別控除額の引上げ」等の要望運動を展開したが、実現には至らなかった。

また、地区会と協同して、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置の継続」、「小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減額措置の継続」及び「商業地等の固定資産税・都市計画税の負担水準の軽減措置の継続」要望運動を展開した結果、平成21年度においても同措置の継続を実現することができた。

また、納税関係団体に対して、要望実現に向けての運動連帯を働きかけた。

なお、23区以外における同種の要望運動については、具体的な進展には至らなかった。

(2) 各種公的社会保険制度

新たな展開を図るには至らなかったが、全青色の年金問題特別委員会に役員を派遣した。

(3) 行政との協調

東京地区連として東京国税局幹部と定期的な懇談会を開催し、情報共有に努めた。

また、通常総会をはじめ、理事会、専務・事務局長会議のほか各種行事等を東京国税局の出席を得て開催し、会活動に対する理解を深めるとともに、行政当局からの助言を得て、会活動に反映させることができた。

(4) 税務関係諸団体との連絡、協調

各団体の総会等へ出席し、各団体との協調関係の継続等に努めた。

また、平成20年12月に東京税理士会と幹部懇談会を開催し、情報交換を行った。

東京国税局と税務関係団体との協同で、税に関する小冊子を発行し、地区会へ提供した。

また、各税務署が設置している青色コーナーにおいて、各記帳指導機関を紹介した。

5. その他の事業

(1) 各種規定等の整備と個人情報保護法への取組み

新公益法人会計基準等の研修及び資料提供を実施した。

(2) 財政見通しの検討

正副会長会議及び常任理事会において協議を進めた。

(3) 社団法人会シンポジウムの運営

公益団体としての役割の拡充を図る目的で、東京国税局の協力を得て、東京地区連主催により第11回社団法人会シンポジウムを計画どおり平成20年7月に開催した。

(4) 東京地区連運営、全青色運営への参画

東京地区連事務局として、各種研修会をはじめ情報提供・連絡及び調整

等を行った。

平成20年9月に第49回青色申告会東京地区ブロック大会を開催し、東京国税局長による記念講演を行なうとともに、税制改正要望及び大会宣言を決議した。

また、東京地区連主催として青年部・女性部の行事の運営を行った。

東京地区連傘下地区会の広報活動に資するため、各種広報グッズを作成した。

全青色主催行事に積極的に参加協力した。

第十一期 収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

社団法人 東京青色申告会連合会

一般会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行%
・事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	80,000	80,000	0	100.0
基本財産利息収入	80,000	80,000	0	100.0
特定資産運用収入	0	0	0	0.0
特定資産利息収入	0	0	0	0.0
会費等収入	115,782,000	113,611,344	2,170,656	98.1
東青連会費収入	72,702,000	71,621,184	1,080,816	98.5
全青色会費収入	43,080,000	41,990,160	1,089,840	97.4
事業収入	65,780,000	122,166,943	56,386,943	185.7
業務受託収入	0	56,437,080	56,437,080	0.0
記帳指導事業受託収入	0	56,437,080	56,437,080	0.0
事務受託収入	31,260,000	31,260,000	0	100.0
東青連共済会経費負担金事業収入	30,000,000	30,000,000	0	100.0
(株)東京青色経費負担金事業収入	1,260,000	1,260,000	0	100.0
事業収入	15,220,000	15,462,068	242,068	101.5
小規模企業共済事業収入	1,200,000	1,013,351	186,649	84.4
中退金共済事業収入	20,000	32,768	12,768	163.8
全青色傷害保険事業収入	2,400,000	3,308,652	908,652	137.8
青色P L 保険事業収入	200,000	209,837	9,837	104.9
がん保険等事業収入	9,000,000	8,594,720	405,280	95.4
青色旅行催行事業収入	1,000,000	924,000	76,000	92.4
交通事故傷害保険事業収入	800,000	690,336	109,664	86.2
ブルーリターン等事業収入	600,000	688,404	88,404	114.7
その他事業収入	19,300,000	19,007,795	292,205	98.4
広告事業収入	10,100,000	10,216,500	116,500	101.1
公益活動推進協賛金事業収入	1,200,000	1,400,000	200,000	116.6
物品等販売事業収入	8,000,000	7,391,295	608,705	92.3
負担金収入	7,430,000	7,424,960	5,040	99.9
統一広報負担金収入	7,430,000	7,424,960	5,040	99.9
寄付金収入	14,000	10,226	3,774	73.0
寄付金収入	14,000	10,226	3,774	73.0
雑収入	500,000	717,473	217,473	143.4
雑収入	500,000	717,473	217,473	143.4
他会計からの繰入金収入	14,069,584	12,683,877	1,385,707	90.1
退職給付引当資産繰入金収入	0	3,085,000	3,085,000	0.0
公益活動推進引当資産繰入金収入	8,592,000	4,159,322	4,432,678	48.4
小規模企業共済引当資産繰入金収入	5,377,584	5,377,584	0	0.0
青色旅行催行引当資産繰入金収入	100,000	61,971	38,029	61.9
減価償却引当資産繰入金収入	0	0	0	0.0
事業活動収入計	203,655,584	256,694,823	53,039,239	126.0

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行%
2 . 事業活動支出				
(1) 事業費支出	149,212,000	198,450,042	49,238,042	132.9
指導関係費支出	4,900,000	4,027,652	872,348	82.1
指導連絡費支出	400,000	361,480	38,520	90.3
指導相談部費支出	1,700,000	1,700,000	0	100.0
地区役職員研修費支出	2,800,000	1,966,172	833,828	70.2
記帳指導事業関係費支出	0	54,037,882	54,037,882	0.0
記帳指導事業関係費支出	0	54,037,882	54,037,882	0.0
組織拡充費支出	10,500,000	9,477,052	1,022,948	90.2
会勢拡大費支出	1,700,000	1,498,661	201,339	88.1
委員会活動費支出	1,400,000	636,480	763,520	45.4
青年部活動費支出	400,000	398,848	1,152	99.7
女性部活動費支出	400,000	396,855	3,145	99.2
特別調査研究費支出	600,000	577,453	22,547	96.2
東青連ニュース発行費支出	5,500,000	5,470,525	29,475	99.4
地区役職員福利厚生費支出	500,000	498,230	1,770	99.6
広報、宣伝費支出	12,300,000	12,280,599	19,401	99.8
啓発宣伝費支出	300,000	291,549	8,451	97.1
統一広報費支出	12,000,000	11,989,050	10,950	99.9
調査、活動費支出	2,200,000	2,057,018	142,982	93.5
調査研究費支出	500,000	405,320	94,680	81.0
税制政策活動等推進費支出	1,300,000	1,291,100	8,900	99.3
図書費支出	400,000	360,598	39,402	90.1
慶弔費支出	1,800,000	1,744,500	55,500	96.9
全青色関係費支出	43,910,000	42,681,606	1,228,394	97.2
全青色会費負担金支出	43,080,000	41,990,160	1,089,840	97.4
全青色、地区連関係費支出	350,000	211,446	138,554	60.4
地区連会費負担金支出	480,000	480,000	0	100.0
販売物作製費支出	6,800,000	6,616,956	183,044	97.3
減価償却費支出	1,922,000	0	1,922,000	0.0
租税公課支出	2,800,000	2,363,300	436,700	84.4
委託費支出	500,000	486,884	13,116	97.3
負担金支出	50,000	30,000	20,000	60.0
渉外費支出	300,000	211,299	88,701	70.4
社団法人10周年記念関係費支出	1,000,000	995,232	4,768	99.5
ブロック大会関係費支出	500,000	1,836,487	1,336,487	367.2
事業人件費支出	59,730,000	59,603,575	126,425	99.7
報酬、給与費支出	50,620,000	48,888,033	1,731,967	96.5
法定福利費支出	6,690,000	6,512,564	177,436	97.3
中退金共済掛金支出	500,000	472,440	27,560	94.4
通勤交通費支出	1,360,000	1,304,567	55,433	95.9
福利厚生費支出	560,000	513,271	46,729	91.6
退職金支出	0	1,912,700	1,912,700	0.0
(2) 管理費支出	58,438,000	55,497,692	2,940,308	94.9
管理人件費支出	36,660,000	36,531,224	128,776	99.6
報酬、給与費支出	31,070,000	29,963,633	1,106,367	96.4
法定福利費支出	4,100,000	3,991,572	108,428	97.3
中退金共済掛金支出	310,000	289,560	20,440	93.4
通勤交通費支出	840,000	799,573	40,427	95.1
福利厚生費支出	340,000	314,586	25,414	92.5
退職金支出	0	1,172,300	1,172,300	0.0
会議費支出	2,250,000	2,243,466	6,534	99.7
總會費支出	700,000	697,957	2,043	99.7
役員会費支出	1,200,000	1,199,310	690	99.9
名誉役員会費支出	50,000	50,000	0	100.0
専務・事務局長会議費支出	300,000	296,199	3,801	98.7

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行%
一般管理費支出	18,350,000	16,723,002	1,626,998	91.1
事務所借用費支出	8,436,000	8,433,000	3,000	99.9
共益費分担金支出	2,964,000	2,947,000	17,000	99.4
リース費支出	500,000	277,578	222,422	55.5
消耗品、印刷費支出	2,500,000	1,626,976	873,024	65.0
通信、発送費支出	2,500,000	2,229,198	270,802	89.1
交通費支出	450,000	316,980	133,020	70.4
車両関係費支出	250,000	175,908	74,092	70.3
修繕費支出	300,000	299,827	173	99.9
備品費支出	100,000	72,765	27,235	72.7
負担金支出	150,000	143,325	6,675	95.5
雑支出	200,000	200,445	445	100.2
減価償却費支出	1,178,000	0	1,178,000	0.0
事業活動支出計	207,650,000	253,947,734	46,297,734	122.2
事業活動収支差額	3,994,416	2,747,089	6,741,505	68.7
・投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
（1）固定資産売却収入	0	0	0	0.0
什器備品売却収入	0	0	0	0.0
その他固定資産売却収入	0	0	0	0.0
投資活動収入計	0	0	0	0.0
2. 投資活動支出				
（1）固定資産取得支出	1,000,000	0	1,000,000	0.0
建物建設支出	0	0	0	0.0
什器備品購入支出	1,000,000	0	1,000,000	0.0
（2）特定資産取得支出	13,725,414	9,154,459	4,570,955	66.6
退職給付引当資産取得支出	5,748,362	5,613,362	135,000	97.6
公益活動推進引当資産取得支出	4,877,584	3,541,097	1,336,487	0.0
小規模企業共済引当資産取得支出	0	0	0	0.0
青色旅行催行引当資産取得支出	0	0	0	0.0
減価償却引当資産取得支出	3,099,468	0	3,099,468	0.0
投資活動支出計	14,725,414	9,154,459	5,570,955	62.1
投資活動収支差額	14,725,414	9,154,459	5,570,955	62.1
・財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
（1）借入金収入	0	0	0	0.0
短期借入金収入	0	0	0	0.0
長期借入金収入	0	0	0	0.0
財務活動収入計	0	0	0	0.0
2. 財務活動支出				
（2）借入金返済支出	0	0	0	0.0
短期借入金返済支出	0	0	0	0.0
長期借入金返済支出	0	0	0	0.0
財務活動支出計	0	0	0	0.0
財務活動収支差額	0	0	0	0.0
・予備費支出	3,507,663	0	3,507,663	0.0
当期収支差額	22,227,493	6,407,370	15,820,123	28.8
前期繰越収支差額	22,227,493	22,227,493	0	100.0
次期繰越収支差額	0	15,820,123	15,820,123	0.0

(注)1, 「1, 事業活動収入」の「事業収入」の『業務受託収入(記帳指導事業受託収入)』
 ならびに「2. 事業活動支出」の「(1) 事業費支出」の『記帳指導事業関係費支出』
 は第1回理事会(平成20年4月25日開催)における承認手続きにもとづき収支勘定に
 計上したものである。

2, 資金の範囲については、別紙「財務諸表に対する注記」参照のこと。

正味財産増減計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	80,000	80,218	218
基本財産運用益合計	80,000	80,218	218
特定資産運用益			
特定資産受取利息	0	0	0
特定資産運用益合計	0	0	0
受取会費			
東青連受取会費	71,621,184	72,866,519	1,245,335
全青色受取会費	41,990,160	43,079,780	1,089,620
受取会費合計	113,611,344	115,946,299	2,334,955
事業収益			
業務受託収益	56,437,080	70,752,780	14,315,700
記帳指導事業受託収益	56,437,080	70,752,780	14,315,700
事務受託収益	31,260,000	31,260,000	0
東青連共済経費負担金事業収益	30,000,000	30,000,000	0
(株)東京青色経費負担金事業収益	1,260,000	1,260,000	0
事業収益	15,462,068	17,350,095	1,888,027
小規模企業共済事業収益	1,013,351	1,234,813	221,462
中退金共済事業収益	32,768	19,693	13,075
全青色傷害保険事業収益	3,308,652	4,893,612	1,584,960
青色PL保険事業収益	209,837	198,180	11,657
がん保険等事業収益	8,594,720	8,996,950	402,230
青色旅行催行事業収益	924,000	714,000	210,000
交通事故傷害保険事業収益	690,336	762,430	72,094
ブルーリターン等事業収益	688,404	530,417	157,987
その他事業収益	19,007,795	18,827,619	180,176
広告事業収益	10,216,500	10,111,500	105,000
公益活動推進協賛金事業収益	1,400,000	1,200,000	200,000
物品等販売事業収益	7,391,295	7,516,119	124,824
事業収益合計	122,166,943	138,190,494	16,023,551
負担金収益			
統一広報負担金事業収益	7,424,960	7,521,220	96,260
負担金収益合計	7,424,960	7,521,220	96,260
寄付金収益			
寄付金事業収益	10,226	14,816	4,590
寄付金収益合計	10,226	14,816	4,590
雑収益			
雑収益	717,473	569,743	147,730
雑収益合計	717,473	569,743	147,730
他会計からの繰入額			
退職給与引当特定預金繰入額	3,085,000	577,000	2,508,000
公益活動推進特定預金繰入額	4,159,322	11,869,111	7,709,789
小規模企業共済特定預金繰入額	5,377,584	0	5,377,584
青色旅行催行特定預金繰入額	61,971	43,265	18,706
減価償却引当預金繰入額	0	0	0
他会計からの繰入額合計	12,683,877	12,489,376	194,501
経常収益合計	256,694,823	274,812,166	18,117,343

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 經常費用			
事業費			
指導関係費	4,027,652	6,804,691	2,777,039
指導連絡費	361,480	371,780	10,300
指導相談部費	1,700,000	1,640,000	60,000
地区役職員研修費	1,966,172	1,792,911	173,261
共済事業指導推進費	0	3,000,000	3,000,000
記帳指導事業関係費	54,037,882	68,698,036	14,660,154
記帳指導事業関係費	54,037,882	68,698,036	14,660,154
組織拡充費	9,477,052	11,998,059	2,521,007
会勢拡大費	1,498,661	1,910,260	411,599
委員会活動費	636,480	2,196,640	1,560,160
青年部活動費	398,848	290,977	107,871
女性部活動費	396,855	348,430	48,425
特別調査研究費	577,453	799,277	221,824
東青連ニュース発行費	5,470,525	5,458,475	12,050
地区役職員福利厚生費	498,230	994,000	495,770
広報、宣伝費	12,280,599	12,410,147	129,548
啓発宣伝費	291,549	297,608	6,059
統一広報費	11,989,050	12,112,539	123,489
調査、研究費	2,057,018	2,149,139	92,121
調査研究費	405,320	498,018	92,698
税制政策活動等推進費	1,291,100	1,277,432	13,668
図書費	360,598	373,689	13,091
慶弔費	1,744,500	1,524,075	220,425
全青色関係費	42,681,606	43,854,174	1,172,568
全青色会費負担金	41,990,160	43,079,780	1,089,620
全青色、地区連関係費	211,446	294,394	82,948
地区連会費負担金	480,000	480,000	0
販売物作製費	6,347,689	6,043,074	304,615
減価償却費	1,921,670	2,194,269	272,599
租税公課	2,363,300	2,613,000	249,700
支払委託費	486,884	537,200	50,316
支払負担金	30,000	30,000	0
渉外費	211,299	202,218	9,081
社団法人10周年記念関係費	995,232	0	995,232
ブロック大会関係費	1,836,487	0	1,836,487
事業人件費	62,483,475	57,898,110	4,585,365
報酬、給与費	48,888,033	46,704,627	2,183,406
法定福利費	6,512,564	5,888,799	623,765
中退金共済掛金	472,440	523,200	50,760
通勤交通費	1,304,567	1,317,354	12,787
福利厚生費	513,271	438,910	74,361
退職給付費用	2,879,900	2,679,020	200,880
退職金	1,912,700	346,200	1,566,500
事業費合計	202,982,345	216,956,192	13,973,847
管理費			
管理人件費	38,296,324	38,517,130	220,806
報酬、給与費	29,963,633	31,198,841	1,235,208
法定福利費	3,991,572	3,925,866	65,706
中退金掛金	289,560	348,800	59,240
通勤交通費	799,573	878,236	78,663
福利厚生費	314,586	292,607	21,979
退職給付費用	1,765,100	1,641,980	123,120
退職金	1,172,300	230,800	941,500
会議費	2,243,466	2,500,867	257,401
總會費	697,957	795,853	97,896
役員会費	1,199,310	1,262,784	63,474
名誉役員会費	50,000	50,000	0
専務・事務局長会議費	296,199	392,230	96,031

科 目	当年度	前年度	増 減
一般管理費	16,723,002	17,557,842	834,840
事務所借用費	8,433,000	8,400,000	33,000
共益費分担金	2,947,000	2,760,000	187,000
リース費	277,578	490,286	212,708
消耗品、印刷費	1,626,976	2,303,791	676,815
通信、発送費	2,229,198	2,350,834	121,636
交通費	316,980	388,800	71,820
車両関係費	175,908	248,116	72,208
修繕費	299,827	285,600	14,227
備品費	72,765	9,280	63,485
支払負担金	143,325	126,000	17,325
雑費	200,445	195,135	5,310
予備費	0	0	0
減価償却費	1,177,798	1,344,875	167,077
管理費合計	58,440,590	59,920,714	1,480,124
経常費用合計	261,422,935	276,876,906	15,453,971
当期経常増減額	4,728,112	2,064,740	2,663,372
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
引当金戻入益			
公益活動推進基金引当金戻入益	0	57,797,240	57,797,240
小規模企業共済基金引当金戻入益	0	5,377,584	5,377,584
引当金戻入益計	0	63,174,824	63,174,824
経常外収益合計	0	63,174,824	63,174,824
(2) 経常外費用			
引当金繰入損			
公益活動推進基金引当金繰入損	61,338,337	0	61,338,337
小規模企業共済基金引当金繰入損	5,377,584	0	5,377,584
減価償却基金引当金繰入損	19,811,207	0	19,811,207
引当金繰入損合計	86,527,128	0	86,527,128
固定資産売却損			
什器備品売却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
固定資産売却損合計	0	0	0
過年度減価償却費			
過年度減価償却費	0	4,539,648	4,539,648
過年度減価償却費合計	0	4,539,648	4,539,648
過年度退職給付費用			
過年度退職給付費用	968,362	1,452,543	484,181
過年度退職給付費用合計	968,362	1,452,543	484,181
経常外費用合計	87,495,490	5,992,191	81,503,299
当期経常外増減額	87,495,490	57,182,633	144,678,123
当期一般正味財産増減額	92,223,602	55,117,893	147,341,495
一般正味財産期首合計	144,557,262	89,439,369	55,117,893
一般正味財産期末残高	52,333,660	144,557,262	92,223,602
指定正味財産増減の部			
固定資産受贈益			
土地受贈益	0	0	0
固定資産受贈益合計	0	0	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額合計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首合計	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	52,333,660	144,557,262	92,223,602

貸借対照表

平成21年3月31日現在

社団法人東京青色申告会連合会

一般会計

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	523,994	210,999	312,995
普通預金	13,141,333	16,428,587	3,287,254
郵便振替口座	3,123,061	5,970,110	2,847,049
現金預金合計	16,788,388	22,609,696	5,821,308
(2) その他流動資産			
前払金	55,125	0	55,125
未収金	0	9,400	9,400
仮払金	0	17,325	17,325
在庫高	585,830	538,125	47,705
その他流動資産合計	640,955	564,850	76,105
流動資産合計	17,429,343	23,174,546	5,745,203
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	36,502,276	33,973,914	2,528,362
公益活動推進引当資産	57,179,015	57,797,240	618,225
小規模企業共済引当資産	0	5,377,584	5,377,584
青色旅行催行引当資産	1,892,238	1,954,209	61,971
減価償却引当資産	19,811,207	19,811,207	0
特定資産合計	115,384,736	118,914,154	3,529,418
(3) その他固定資産			
車両運搬具	102,369	127,961	25,592
什器備品	5,825,338	8,899,214	3,073,876
保証金	10,000,000	10,000,000	0
その他固定資産合計	15,927,707	19,027,175	3,099,468
固定資産合計	151,312,443	157,941,329	6,628,886
資産合計	168,741,786	181,115,875	12,374,089

勘定科目	当年度	前年度	増 減
負債の部			
1. 流動負債			
仮受金	20,000	11,000	9,000
預り金	898,390	509,490	388,900
前受金	105,000	105,000	0
未払金	0	5,000	5,000
流動負債合計	1,023,390	630,490	392,900
2. 固定負債			
退職給付引当金	36,502,276	33,973,914	2,528,362
公益活動推進基金引当金	57,179,015	0	57,179,015
小規模企業共済基金引当金	0	0	0
青色旅行催行基金引当金	1,892,238	1,954,209	61,971
減価償却基金引当金	19,811,207	0	19,811,207
固定負債合計	115,384,736	35,928,123	79,456,613
負債合計	116,408,126	36,558,613	79,849,513
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	52,333,660	144,557,262	92,223,602
一般正味財産合計	52,333,660	144,557,262	92,223,602
(うち基本財産への充当額)	20,000,000	20,000,000	0
正味財産合計	52,333,660	144,557,262	92,223,602
負債及び正味財産合計	168,741,786	181,115,875	12,374,089

財務諸表に対する注記

1, 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券は保有しておりません。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

什器備品.....定額法によっています。

無形固定資産

定額法によっています。

ただし、従来、減価償却を行っていなかった固定資産については、新公益法人会計基準適用初年度に期首の帳簿価額を取得価額とみなし、適用初年度から実施することとしました。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっています。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金.....職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(7) 税効果会計の適用について

重要性に乏しいため、税効果会計は適用しておりません。

2, 会計方針の変更

(1) 貸借対照表における「引当金」再設定に関する会計方針の変更処理

平成21年2月13日開催の第6回理事会において、予算準拠主義の考え方に立脚して、年度当初に遡及して、以下のとおりに「引当金」を再設定ならびに追加設定することの会計方針の変更処理について承認しました。

公益活動推進基金引当金の再設定

年度当初に遡及して、「公益活動推進基金引当金」を再設定し、「一般正味財産」から固定負債である「公益活動推進基金引当金」に振り替えました。

小規模企業共済基金引当金の再設定

年度当初に遡及して、「小規模企業共済基金引当金」を再設定し、「一般正味財産」から固定負債である「小規模企業共済基金引当金」に振り替えました。

減価償却基金引当金の設定

年度当初に遡及して、「減価償却基金引当金」を設定し、「一般正味財産」から固定負債である「減価償却基金引当金」に振り替えました。

3、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。（単位：千円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預金	20,000	-	-	20,000
小 計	20,000	-	-	20,000
特定資産				
退職給付引当資産	33,974	5,613	3,085	36,502
公益活動推進引当資産	57,797	3,541	4,159	57,179
小規模企業共済引当資産	5,378	-	5,378	0
青色旅行催行引当資産	1,954	-	62	1,892
減価償却引当資産	19,811	-	-	19,811
小 計	118,914	9,154	12,684	115,384
合 計	138,914	9,154	12,684	135,384

（注）百円の単位で四捨五入したため、個別と合計の数値は一致しません。

4、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。（単位：千円）

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に対応する額
基本財産				
預金	20,000	-	(20,000)	-
小 計	20,000	-	(20,000)	-
特定資産				
退職給付引当資産	36,502	-	-	(36,502)
公益活動推進引当資産	57,179	-	-	(57,179)
青色旅行催行引当資産	1,892	-	-	(1,892)
減価償却引当資産	19,811	-	-	(19,811)
小 計	115,384	-	(20,000)	(115,384)
合 計	135,384	-	(20,000)	(115,384)

（注）百円の単位で四捨五入したため、個別と合計の数値は一致しません。

5 , 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

6 , 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
自 動 車	2,559,211	2,456,842	102,369
什 器 備 品	26,282,970	20,457,632	5,825,338
合 計	28,842,181	22,914,474	5,927,707

7 , 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりであります。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金	0	-	0
合 計	0	-	0

8 , 保証債務等の偶発債務

保証債務等は行っておりません。

9 , 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権は保有しておりません。

10 , 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の発生はありません。

11 , 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替はありません。

12 , 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はありません。

13 , 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

14 , 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	38,439,000円
会計基準変更時差異の未処理額	1,936,724円
退職給付引当金	36,502,276円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	4,645,000円
------	------------

会計基準変更時差異の費用処理額 968,362円

退職給付費用 5,613,362円

(4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

退職給付債務の計算にあたっては、退職一時金制度に基づく期末要支給額を基礎として計算しております。

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 3年

15, 税効果会計に関する事項

重要性に乏しいため税効果会計は適用しておりません。

16, 資金の範囲

資金の範囲は、現金、預金、前払金、未収金、仮払金、仮受金、預り金、前受金、未払金である。なお、前期末及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	22,609,696	16,788,388
前払金	0	55,125
未収金	9,400	0
仮払金	17,325	0
在庫高増加額	221,562	0
合計	22,857,983	16,843,513
仮受金	11,000	20,000
預り金	509,490	898,390
前受金	105,000	105,000
未払金	5,000	0
合計	630,490	1,023,390
次期繰越収支差額	22,227,493	15,820,123

17, 特定資産の目的は、次のとおりであります。

- (1) 「退職給付引当資産」は、役職員の退職一時金支給に備える引当資産である。
- (2) 「公益活動推進引当資産」は、定款第4条に定める事業の推進に備える引当資産である。
- (3) 「青色旅行催行引当資産」は、青色旅行の催行にともなう負担に備える引当資産である。
- (4) 「減価償却引当資産」は、新公益法人会計基準による固定資産の減価償却が強制されたことにともなう新規の固定資産の購入等に備える引当資産である。

財 産 目 録

平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在

社団法人 東京青色申告会連合会

(単位:円)

科 目	金	額
資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金 現金手元有高	523,994	
普通預金 三井住友銀行神田支店	10,066,799	
" " (小口)	1,389,976	
" " (PL)	34,000	
" " (がん)	37,800	
" みずほ銀行市ヶ谷支店	848,990	
" " (地区連)	411,473	
" " (旅行口)	40,000	
" 三菱東京UFJ銀行市ヶ谷支店	12,295	
" 住友信託銀行東京支店	300,000	
郵便振替口座	3,123,061	
前払金	55,125	
在庫高	585,830	
流動資産合計		17,429,343
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金 三井住友銀行神田支店	10,000,000	
" みずほ銀行市ヶ谷支店	10,000,000	
基本財産合計	20,000,000	
(2) 特定資産		
退職給付引当資産		
普通預金 住友信託銀行東京支店	36,502,276	
公益活動推進引当資産		
普通預金 三井住友銀行神田支店	56,811,775	
普通預金 みずほ銀行市ヶ谷支店	367,240	
小規模企業共済引当資産		
普通預金 三井住友銀行神田支店	0	
青色旅行催行引当資産		
普通預金 みずほ銀行市ヶ谷支店	1,892,238	
減価償却引当資産		
普通預金 三井住友銀行神田支店	19,811,207	
特定資産合計	115,384,736	
(3) その他固定資産		
自動車	102,369	
什器備品	5,825,338	
保証金		
東京青色申告会連合会共済会	10,000,000	
その他固定資産合計	15,927,707	
固定資産合計		151,312,443
資産合計		168,741,786

科 目	金	額
負債の部		
1. 流動負債		
仮受金		
会議参加費	20,000	
預り金		
東京地区連預り金	411,473	
P L 保険保険料	34,000	
がん保険預り金	37,800	
全青色頒布物	85,050	
旅行預り金	40,000	
その他預り金	290,067	
前受金		
(株)東京青色経費負担金事業収入	105,000	
流動負債合計		1,023,390
2. 固定負債		
退職給付引当金	36,502,276	
公益活動推進基金引当金	57,179,015	
小規模企業共済基金引当金	0	
青色旅行催行基金引当金	1,892,238	
減価償却基金引当金	19,811,207	
固定負債合計		115,384,736
負債合計		116,408,126
正味財産		52,333,660

第十二期 事業計画書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

社団法人 東京青色申告会連合会

1. 基本方針

私たち青色申告会は、青色申告者が自主的に組織した納税者団体として昭和25年にスタート以来、青色申告制度の普及推進を通じて、わが国の税制の中核である申告納税制度の定着と、健全で、かつ、明るい納税思想の発展に努め、来年度には60周年を迎えることとなりました。

ところで、昨年来、米国発の未曾有の世界規模の経済悪化はその出口すら見極められず、世界中に危機的な経済の停滞をもたらしています。

また、わが国の経済状況も「派遣切り」や「雇い止め」等の言葉が生まれ、100年に一度の不況と形容され、更に不況感が増幅されている観があります。

一方、わが国は、本格的な少子高齢社会を迎えたにもかかわらず、持続可能な社会システムを構築する意思統一も出来ず、また、効果的な景気・経済対策や雇用促進策が打ち出せない状況にあり、存在基盤が脆弱な小規模な個人事業者は事業継続そのものが困難な状況が更に進行してきています。

そのような中で、私たち青色申告会は、厳しい社会経済環境にあっても、小規模な個人事業者が安心できる経営基盤の確保に努めるとともに、地域社会の発展に貢献できる、健全な納税思想の普及推進に取り組む公益活動を積極的に展開していかなければなりません。

平成21年度においては、地区青色申告会（以下、「地区会」という）と協同して、記帳指導の青色申告会を自覚した、健全な納税者団体としての社会的責任を果たすとともに、次の施策を強力に推進してまいります。

【重点項目】

- (1) 青色申告制度の普及推進を通じて、健全な納税者の育成と会員増強に努めます。
- (2) 新しい公益法人制度のもとにおける組織基盤の充実を目指して、制度内容及び会運営の整備等について、積極的な情報提供と研修を行います。
- (3) 地区会と地域社会の信頼に応えるため、連合会組織のあり方について選択と集中の両面から検討を行います。
- (4) 税務当局及び関係民間団体と協調して、一般納税者への税に関する情報発信力を高めるとともに、公益活動を積極的に推進します。
- (5) 税の抜本的な改革の動向を注視するとともに、税のゆくえに対する関心を高めていきます。

2. 事業計画

(1) 東京都内青色申告会の指導、調整及び連絡等に関する事業

社会環境の変化に順応できる組織・事務局体制を目指し、個人情報保護法等への適切な対応やリスク管理のあり方など、内部規律の整備等に地区会と連携して取り組みます。

(社)東青連ネットを通じ、地区会との連絡手段の充実と運営環境の整備に努めます。あわせて、ホームページの充実に取り組み、納税者団体として広く社会への情報公開を図ります。

地区会の運営強化に資するため、対象者を明確にした各種研修会の開催に取り組みます。

地区会及び(社)東青連の会活動の活性化に資するため、各種会議の効率的な運営と地区会との情報の共有化に努めます。

あわせて、現場情報の交換を深めるためにブロック定例会への参加及び引き続き「正副会長と専門委員代表との懇談会」を開催します。

新公益法人制度への(社)東青連の対応について、引き続き機関会議において、会の将来像を模索しながら多角的な検討を継続します。

また、地区会における協議に資するため、公益法人制度と関連税制について引き続き情報提供に努めます。

地区会運営の独自性及び自助努力を前提とした組織の継続性を確保する目的から、各種事業の協同化や合同事務局のあり方等について、検討機会と情報の提供に引き続いて取り組みます。

あわせて、地区会より要請があればその協議等にも参画していきます。

【地区会】

新公益法人制度への対応について、現在の状況を問わず今後の会のあり方について、協議を継続します。

多方面における法令等について、その遵守に向けて常に対処します。

(2) 青色申告制度の普及と組織の強化に関する事業

最重点課題として、青色申告制度の普及推進と健全な納税者の育成に取り組みます。

また、公益活動の推進に資するため、関係民間団体の連絡協調を密にし、税務当局との更なる情報共有に取り組みます。

年間を通じた青色申告制度の普及推進と会員増強運動に取り組みます。

また、実効性を確保するため地区会と(社)東青連が連携して会員増強重点モデル期間を定め、税務当局とも認識を共有するとともに相互に連携し、統一運動として会員増強運動に積極的に取り組みます。

一般納税者の理解を深め、青色申告運動の拡大を図るため、地区会と協

同して、会員増強運動と連動する広域広報活動を「統一広報」として積極的に展開します。

あわせて、地区会が行う広報活動を支援するため、地域社会への浸透を図る地域広報活動等について、情報提供に取り組みます。

会員の福祉の向上と地区会の健全財政の確立を目指して、東青連共済会並びに(株)東京青色と連携し、新規事業開発を引き続き積極的に支援します。

あわせて、地区会と協同して、各種の共済事業、保険事業等の普及推進に積極的に取り組みます。

会員の福利厚生諸事業を強化するため、会員へのサービスの拡充に積極的に取り組みます。

青年部、女性部設立の理念を自覚した部活動の充実と組織の強化へのサポートに取り組みます。

【地区会】

会員増強目標計画と実施計画を策定し、モデル期間と合わせ運動展開します。地元署と青色コーナー活動等を通した青色申告制度の普及策を策定し、実施します。

各種事業への取り組みの強化策を策定のうえ、会員に周知し拡大を図ります。

(3) 納税意識の向上と税務知識の普及に関する事業

会員の記帳水準の向上に引き続き取り組むとともに、地域社会の納税者に対する青色申告制度の広報と啓発活動等を積極的に展開します。

国が計画する記帳指導業務等に、地区会と協同して参画し、納税者団体としての責務を積極的に果たしていきます。

税務当局の確定申告事務の変化に的確に対応した事務局指導体制の確立を目指します。

あわせて、税務当局が目指す e - T a x の普及推進に、納税者団体として積極的に取り組みます。

また、現場からの改善要望等を汲み上げ税務当局に積極的な提言を行っていきます。

確定申告期を中心とした人材の確保と情報の提供のあり方について具体的に取り組み、実行に移します。

あわせて、青色コーナーにおける従事マニュアルの作成等を含め従事者の説明力アップに努めます。

【地区会】

国の委託業務を受託した際は、その目的に沿った納税者指導に努めます。

地域社会及び納税者からの期待に応え得るため、関係団体の協力も得て、会計ソフト等を含む各種研修会を開催します。

(4) 税制、税法、行財政等に関する調査及び研究並びに意見の建議に関する事業

青色申告制度の維持・継続に資するため、各種機関における税制の抜本的な見直し論議の動向を注視し、適宜、納税者団体として、専門家等の協力を得て幅広い視点から調査、研究し、必要に応じて意見を開陳します。

都市型税制等のあり方について、新たな課題を含め地区会と協同して調査研究を行い、具体的な要望運動に取り組みます。

各市町村の財政状況による各種課税に対する対応の多様化の中で、多摩地区全体での要望運動の方向性を検討します。

全青色が進める税制改正運動については、地区会とともに積極的に運動に参加、協力します。ことに、小規模企業共済制度と中小企業退職金共済制度の制度改正要望の早期実現に努めます。

なお、全青色の要望項目の取りまとめ方については、引き続いて目に見える協議過程を求めていくと共に運動に対する検証の重要性を提言していきます。

税務行政の実情とあり方について、会員である青色申告者の声を集約し、随時、税務当局に積極的に提案していきます。

各種公的社会保障制度について、負担と給付のあり方や財政問題を含めて専門家等の協力を得て調査、研究し、必要に応じて要望事項をとりまとめ、意見発表します。

【地区会】

引き続き都市型税制改正要望運動に統一的に参画し、その継続の実現を目指します。

機会を捉え、会員の税制改正要望を聴取し、全体の運動計画策定に反映させます。

(5) その他の事業

青色申告会の公益活動の継続性を目指すため、東京地区連主催で各種研修や実務対策に重点的に取り組みます。

青色申告運動の組織的発展を図るため、東京地区連運営に中核的役割を果たすとともに、青色申告会の使命と社会的な役割を自覚した提言を通じて、全青色運営に、青年部・女性部も含め具体的に参画していきます。

青色申告制度施行・青色申告会結成60周年記念式典の開催準備に取り掛かります。

第十二期 収支予算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

社団法人 東京青色申告会連合会

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
・ 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	60,000	80,000	20,000	
基本財産利息収入	60,000	80,000	20,000	
特定資産運用収入	0	0	0	
特定資産利息収入	0	0	0	
会費等収入	112,944,000	115,782,000	2,838,000	
東青連会費収入	71,184,000	72,702,000	1,518,000	
全青色会費収入	41,760,000	43,080,000	1,320,000	
事業収入	62,690,000	65,780,000	3,090,000	
事務受託収入	31,260,000	31,260,000	0	
東青連共済会経費負担金事業収入	30,000,000	30,000,000	0	
(株)東京青色経費負担金事業収入	1,260,000	1,260,000	0	
事業収入	13,130,000	15,220,000	2,090,000	
小規模企業共済事業収入	1,200,000	1,200,000	0	
中退金共済事業収入	30,000	20,000	10,000	
全青色傷害保険事業収入	1,500,000	2,400,000	900,000	
青色P L 保険事業収入	200,000	200,000	0	
がん保険等事業収入	8,000,000	9,000,000	1,000,000	
青色旅行催行事業収入	1,000,000	1,000,000	0	
交通事故傷害保険事業収入	600,000	800,000	200,000	
ブルーリターン等事業収入	600,000	600,000	0	
その他事業収入	18,300,000	19,300,000	1,000,000	
広告事業収入	9,600,000	10,100,000	500,000	
公益活動推進協賛金事業収入	1,200,000	1,200,000	0	
物品等販売事業収入	7,500,000	8,000,000	500,000	
負担金収入	7,370,000	7,430,000	60,000	
統一広報負担金収入	7,370,000	7,430,000	60,000	
寄付金収入	14,000	14,000	0	
寄付金収入	14,000	14,000	0	
雑収入	700,000	500,000	200,000	
雑収入	700,000	500,000	200,000	
他会計からの繰入金収入	10,593,595	14,069,584	3,475,989	
退職給付引当資産繰入金収入	0	0	0	
公益活動推進引当資産繰入金収入	9,493,595	8,592,000	901,595	
小規模企業共済引当資産繰入金収入	0	5,377,584	5,377,584	
青色旅行催行引当資産繰入金収入	100,000	100,000	0	
減価償却引当資産繰入金収入	1,000,000	0	1,000,000	
事業活動収入計	194,371,595	203,655,584	9,283,989	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備考
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	142,195,000	149,212,000	7,017,000	
指導関係費支出	4,880,000	4,900,000	20,000	
指導連絡費支出	400,000	400,000	0	
指導相談部費支出	2,280,000	1,700,000	580,000	
地区役職員研修費支出	2,200,000	2,800,000	600,000	
組織拡充費支出	10,200,000	10,500,000	300,000	
会勢拡大費支出	1,500,000	1,700,000	200,000	
委員会活動費支出	1,200,000	1,400,000	200,000	
青年部活動費支出	400,000	400,000	0	
女性部活動費支出	400,000	400,000	0	
特別調査研究費支出	600,000	600,000	0	
東青連ニュース発行費支出	5,500,000	5,500,000	0	
地区役職員福利厚生費支出	600,000	500,000	100,000	
広報、宣伝費支出	12,300,000	12,300,000	0	
啓発宣伝費支出	300,000	300,000	0	
統一広報費支出	12,000,000	12,000,000	0	
調査、活動費支出	2,500,000	2,200,000	300,000	
調査研究費支出	600,000	500,000	100,000	
税制政策活動等推進費支出	1,500,000	1,300,000	200,000	
図書費支出	400,000	400,000	0	
慶弔費支出	1,800,000	1,800,000	0	
全青色関係費支出	42,640,000	43,910,000	1,270,000	
全青色会費負担金支出	41,760,000	43,080,000	1,320,000	
全青色、地区連関係費支出	400,000	350,000	50,000	
地区連会費負担金支出	480,000	480,000	0	
販売物作製費支出	6,380,000	6,800,000	420,000	
減価償却費支出	1,055,000	1,922,000	867,000	
租税公課支出	2,200,000	2,800,000	600,000	
委託費支出	100,000	500,000	400,000	
負担金支出	50,000	50,000	0	
渉外費支出	300,000	300,000	0	
社団法人10周年記念関係費支出	0	1,000,000	1,000,000	
ブロック大会関係費支出	0	500,000	500,000	
事業人件費支出	57,790,000	59,730,000	1,940,000	
報酬、給与費支出	48,810,000	50,620,000	1,810,000	
法定福利費支出	6,520,000	6,690,000	170,000	
中退金共済掛金支出	460,000	500,000	40,000	
通勤交通費支出	1,380,000	1,360,000	20,000	
福利厚生費支出	620,000	560,000	60,000	
(2) 管理費支出	55,885,000	58,438,000	2,553,000	
管理人件費支出	35,330,000	36,660,000	1,330,000	
報酬、給与費支出	29,830,000	31,070,000	1,240,000	
法定福利費支出	3,990,000	4,100,000	110,000	
中退金共済掛金支出	280,000	310,000	30,000	
通勤交通費支出	850,000	840,000	10,000	
福利厚生費支出	380,000	340,000	40,000	
会議費支出	2,450,000	2,250,000	200,000	
總會費支出	800,000	700,000	100,000	
役員会費支出	1,200,000	1,200,000	0	
名誉役員会費支出	50,000	50,000	0	
専務・事務局長会議費支出	400,000	300,000	100,000	

科 目	予 算 額	前年予算額	増減	備考
一般管理費支出	17,450,000	18,350,000	900,000	
事務所借用費支出	8,436,000	8,436,000	0	
共益費分担金支出	2,964,000	2,964,000	0	
リース費支出	300,000	500,000	200,000	
消耗品、印刷費支出	1,800,000	2,500,000	700,000	
通信、発送費支出	2,300,000	2,500,000	200,000	
交通費支出	400,000	450,000	50,000	
車両関係費支出	250,000	250,000	0	
修繕費支出	400,000	300,000	100,000	
備品費支出	150,000	100,000	50,000	
負担金支出	200,000	150,000	50,000	
雑支出	250,000	200,000	50,000	
減価償却費支出	655,000	1,178,000	523,000	
事業活動支出計	198,080,000	207,650,000	9,570,000	
事業活動収支差額	3,708,405	3,994,416	286,011	
・投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
（1）固定資産売却収入	0	0	0	
什器備品売却収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
（1）固定資産取得支出	1,000,000	1,000,000	0	
建物建設支出		0	0	
什器備品購入支出	1,000,000	1,000,000	0	
（2）特定資産取得支出	6,063,595	13,725,414	7,661,819	
退職給付引当資産取得支出	6,063,595	5,748,362	315,233	
公益活動推進特定資産取得支出	0	4,877,584	4,877,584	
青色旅行催行引当資産取得支出	0	0	0	
減価償却引当資産取得支出	0	3,099,468	3,099,468	
投資活動支出計	7,063,595	14,725,414	7,661,819	
投資活動収支差額	7,063,595	14,725,414	7,661,819	
・財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
（1）借入金収入	0	0	0	
短期借入金収入	0	0	0	
長期借入金収入	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
（1）借入金返済支出	0	0	0	
短期借入金返済支出	0	0	0	
長期借入金返済支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
・予備費支出	5,048,123	3,507,663	1,540,460	
当期収支差額	15,820,123	22,227,493	6,407,370	
前期繰越収支差額	15,820,123	22,227,493	6,407,370	
次期繰越収支差額	0	0	0	

- (注) 1. 収支予算書は「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式により作成している。
2. 収支予算書は、新公益法人会計基準「財務諸表」に準拠しており、勘定科目の表記が変更されている。
3. 前年度予算額は、前年度の収支予算書の科目を当年度の科目に対応させて組み替えて表示している。
4. 短期借入金の最高限度額は2,000万円とし、長期借入金はしない。
5. 債務負担額は設定しない。
6. 支出予算の執行にあたっては、中科目間相互の予算流用を認める。
7. 一般競争入札等により年央に落札した事業収支については、理事会の承認を経て対応することを認める。
8. 固定資産の減価償却の方法
固定資産の減価償却は、定額法によっている。